

# 水道直結式スプリンクラー設備設置基準

## 水道直結式スプリンクラー設備設置基準

### 1. 目 的

特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年省令第66号。以下「改正規則」という。）の公布により、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また給水装置に該当する水道直結式スプリンクラー設備の設置が認められたことに基づき定めるものである。

### 2. 適用範囲

給水区域内で給水方式が、直結直圧式給水又は直結増圧式給水を認める範囲であること。

### 3. 設置対象建物及び設置場所

#### （1） 設置対象建物

小規模社会福祉施設（防火対象で延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のもの。）

#### （2） 設置場所

消防法令で規定された消防設備士が設計する範囲全てとする。

#### （3） メーター口径の決定

① 常時の水使用と当該設備の同時使用はないものとし、必要放水量を確保できる給水管口径及びメーター口径とする。

② 当該設備に係る配管及び器具は、給水装置としての構造、材質を求めるがスプリンクラーヘッドは換算栓数に含まない。

### 4. 維持管理等

水道直結式スプリンクラー設備を設置する申込者は、酒田市長が定める事項について承諾する旨を「水道直結式スプリンクラー設備設置届（様式第1号）」により給水装置工事申込時に提出しなければならない。

### 附 則

（施行期日）

1 この基準は平成24年4月1日より施行する。

（経過措置）

2 施行日において旧基準により施行している工事等については従前の例による。

### 附 則

（施行期日）

1 この基準は平成29年4月1日より施行する。

（経過措置）

2 施行日において旧基準により施行している工事等については従前の例による。

### 附 則

（施行期日）

1 この基準は令和5年4月1日より施行する。

（経過措置）

2 施行日において旧基準により施行している工事等については従前の例による。

## 水道直結式スプリンクラー設備設置届

年 月 日

酒田市長 宛

住所  
給水装置工事申込者 氏名  
電話

建築物の所在地	酒田市 町 丁目 番(番地) 号
所有者	住所 氏名 電話
消防設備士	氏名
維持管理者 (指定給水装置工事事業者)	名称 電話 (維持管理について契約を行なった指定給水装置工事事業者)

上記の建築物に水道直結式スプリンクラー設備を設置することについて、下記事項を承諾します。

## 記

**(性能について)**

- 1 災害その他正当な理由により、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、酒田市長が一切責任を負わないことを承知しています。
- 2 水道直結式スプリンクラー設備の災害時以外における作動及び災害時に非作動が生じても、酒田市長が一切責任を負わないことを承知しています。

**(損害の補償)**

- 3 水道直結式スプリンクラー設備の使用に起因する逆流又は漏水による損害が発生した場合は、当方が責任を持って補償を行い、酒田市長に一切迷惑をかけません。

**(使用者等への周知)**

- 4 管理人、区分所有者、賃貸人等あらゆる関係者に対し、本書を熟知させます。また、継承します。

**(紛争の解決)**

- 5 水道直結式スプリンクラー設備に起因する紛争等については、当事者間で解決し、酒田市長に対して一切迷惑をかけません。

(裏面へ続く)

**(維持管理)**

- 6 維持管理について、指定給水装置工事事業者と契約し、適切な保守、点検を行います。また、酒田市長から指示があった場合は速やかにそれに従います。

**(修繕工事の費用)**

- 7 水道直結式スプリンクラー設備の修繕工事が必要なときは、所有者又は使用者の費用負担により工事を行います。